2　前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所
二　車名、型式及び販売の開始の日
三　点検整備情報等の提供の開始の日
四　点検整備情報等の状況を示す書面
3　第一項の確認は、当該自動車製作者等が行う点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しているかどうか判定することによって行う。
4　国土交通大臣は、第一項の確認をしたときは、当該確認に係る事項を公表するものとする。
5　第一項の確認を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
一　氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
二　点検整備情報等の提供等の状況に変更があったとき。
三　点検整備情報等の提供等をやめたとき。
6　国土交通大臣は、前項の規定による届出（同項第三号に係るものを除く。）があったときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。
7　国土交通大臣は、次に掲げる場合は、第一項の確認を取り消すことができる。
一　点検整備情報等の提供等の状況が第四条から第六条までの規定に適合しなくなったと認めるとき。
二　第五項第三号の規定による届出があったとき。
8　国土交通大臣は、前項の規定により確認を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
9　国土交通大臣は、自動車製作者等に対し、この指針に適合するよう指導及び助言を行うことができる。

**附　則**

（施行期日等）

**第一条**　この告示は公布の日から施行することとし、平成二十三年四月一日（輸入された自動車にあっては、平成二十五年四月一日）から適用する。ただし、外部故障診断装置開発情報の提供に関する規定（第六条第三項各号に規定する情報の提供に関する規定を除く。）にあっては、平成二十四年四月一日（輸入された自動車にあっては、平成二十六年四月一日）から、外部故障診断装置の提供に関する規定（同項各号に規定する情報の提供に関する規定に限る。）及び専用外部故障診断装置の提供に関する規定にあっては、平成二十五年四月一日（輸入された自動車にあっては、平成二十七年四月一日）から適用するものとする。

2　この告示の規定の適用の際現に販売されている自動車については、当該規定の適用の日を当該自動車の販売の開始の日とみなして当該規定を適用する。

（検討）

**第二条**　国土交通大臣は、この告示の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ○東北地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千九百五十一号南陽都市計画、高畠都市計画及び川西都市計画下水道事業最上川流域下水道（置賜処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十五年十二月二十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地　変更なし

## ○関東地方整備局告示第五十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
関東地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人茨城県建築センター
三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 木村　哲夫、宮田　賢一、川上　貴弘、大畠　勝一、本杉　繁、山口　和彦、豊田　雄一、二宮　敬三、真田　友恵、遠藤　利保、廣木　由美子、横川　義博、阿部　優、海老原　英紀、中井　重雄、春田　茂桂、黒澤　洋、大津　利保、阿部　豊一、矢部　清、内藤　初男、恒平、浅野　利光、郁藤　康弘、木村　矩男、堀田 | 木村　哲夫、宮田　賢一、川上　貴弘、大畠　勝一、本杉　繁、山口　和彦、豊田　雄一、二宮　敬三、真田　友恵、遠藤　利保、廣木　由美子、横川　義博、阿部　優、海老原　英紀、中井　重雄、春田　茂桂、黒澤　洋、大津　利保、阿部　豊一、矢部　清、内藤　初男、恒平、浅野　利光、郁藤　康弘、木村　矩男、堀田 |

(2)　変更年月日
平成二十二年十一月二十日

四(1)　役員の氏名の変更

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 春田　茂桂、柴　恭、内藤　初男、横須賀　満夫、村田　正文、上之薗　隆志、上野　道昭、人見　孔哉、小田部　卓、清水　賢一、木村　哲夫、髙野　正博、長谷川　幸正、奥津　典一 | 春田　茂桂、柴　恭、内藤　初男、横須賀　満夫、村田　正文、上之薗　隆志、上野　道昭、人見　孔哉、小田部　卓、清水　賢一、木村　哲夫、髙野　正博、長谷川　幸正、奥津　典一 |

(2)　変更年月日
平成二十二年十一月二十八日

五(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 木村　哲夫、宮田　賢一、川上　貴弘、大畠　勝一、本杉　繁、山口　和彦、豊田　雄一、二宮　敬三、真田　友恵、遠藤　利保、廣木　由美子、横川　義博、阿部　優、海老原　英紀、中井　重雄、春田　茂桂、黒澤　洋、大津　利保、阿部　豊一、矢部　清、内藤　初男、恒平、浅野　利光、郁藤　康弘、木村　矩男、堀田 | 木村　哲夫、宮田　賢一、川上　貴弘、大畠　勝一、本杉　繁、山口　和彦、豊田　雄一、二宮　敬三、真田　友恵、遠藤　利保、廣木　由美子、横川　義博、阿部　優、海老原　英紀、中井　重雄、春田　茂桂、黒澤　洋、大津　利保、阿部　豊一、矢部　清、内藤　初男、恒平、浅野　利光、郁藤　康弘、木村　矩男、堀田 |

(2)　変更年月日
平成二十二年十二月十七日